## 平成28年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(精神障害分野)) 研究分担報告

## 精神保健医療に関する制度の国際比較

研究分担者:藤井 千代(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

研究協力者: 五十嵐 禎人(千葉大学社会精神保健教育研究センター 法システム研究部門), 菊池 安希子(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所), 椎名 明大(千葉大学社会精神保健教育研究センター治療・社会復帰支援研究部門), 紫藤 昌彦(紫藤クリニック), 鈴木 友理子(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所), 舩津 邦比古(医療法人光陽会 伊都の丘病院), 山本 輝之(成城大学法学部)

## 要旨

本研究の目的は、諸外国における精神障害者の処遇とわが国の現状を比較することにより精神保健医療福祉システムに関するわが国の課題を国際的な視野から明らかにし、その結果を踏まえてわが国の精神保健医療福祉システム改善のための具体的な提言を行うことである。研究期間の初年度にあたる本年度は、先行研究および精神保健医療福祉に関する公開資料を基に非自発入院制度とその制度に関与する資格、精神医療の質に関するデータ等の比較を行うとともに、英国の精神医療専門職の教育体制、精神科医療機関のモニタリングおよび人権擁護の仕組み等に関する調査を実施した。

B	日本	イングランド	フランス	イタリア	カナダ(アルバータ州)	ドイツ	アメリカ	韓国
决定者	①措置入院 都道内県知事、指定都 都道内県知事、指定都 市市長 環入院 籍神科局院管理者 30 級 報明法による人 第 書 報刊 の合理 報 報 利 の合理	(別無無評価のための人 販備系力2時間 (足動の 2) (2)人院患者の非同意人 医師)名または国家来 医師)名または国家来 認を受けた精神保健総 素素配を受けた精神保健 (2)が他のための人院 家素をを受けた精神 (3)評価のための人院 (3)評価のための人院 (3)評価のための人院 (3)所名(3)も名(4)国 (3)所名(3)も名(4)国 (4)の表師の名(3)も名(4)国 (5)の解院命令(5)の名(4)国 (5)の解院命令(6)の解析。6)の解析。	①国家代理人決定による治療(付置人院相当) 知事 2 第三名の申請による 2 第三名の申請による 3 第三名の申請による 3 3 第三名の 3 3 第二名の 3 3 8 3 8 3 8 3 8 3 8 3 8 3 8 3 8 3 8 3	①非同意入院 地方自治体の長 <sup>1)</sup> ②保安処分:司法精神病 於への収容:近長機関係 法による人際に相当する 執行監督司法官 <sup>2)</sup>	①非同意入院 医師2名 <sup>22</sup> (延長時1支統2名-55 1名は前幹4年専門医) (延長時1支統) (立所監無能力の評決が下さ れた被告人の強制入院 裁判所 <sup>5</sup>	①非同意入院 裁判官 ②精神病院収容処分(刑 法) 裁判所 <sup>0</sup>	①非同意入院 裁判官 ②収容命令(保安精神病 既べの収容) 裁判所	①保護義務者による人 院 精神医療機関の長 2市・道知事による人院 市・道入院 通知事 <sup>11</sup> 通入院 場合と原機関の長 <sup>10</sup> (治療処分(社会保護 裁判官 <sup>10</sup>
判断者	①精神保健指定医2名 ②精神保健指定医1名 ③裁判官1名、精神保健 判定医1名	①~④決定者と同じ <sup>1)</sup> ⑤医師2名(うち1名は国家承認を受けた精神科医)	精神科医(判断プロセス には裁判所が関与) <sup>2)</sup>	①主治医及び別の公立 病院の医師 <sup>1)</sup> ②司法精神科医、司法官	①決定者と同じ <sup>2)</sup> ②審査委員会(5名以上 の委員、うち最低1名は 精神科医) <sup>6)</sup>	①ほとんどの州では精神 科専門医 <sup>3)</sup> ①少数の州では医師 <sup>3)</sup> ②裁判所(精神科医の精 神鑑定が必要)	①精神科専門医 <sup>6</sup> ②裁判所(2名の精神科 医による精神鑑定が必 要)	①精神科専門医 <sup>1)</sup> ②精神科専門医または 精神保健専門要員 <sup>1)</sup> ③医師および警察官 <sup>1)</sup> ④裁判官
判断の中心となる医師	精神保健指定医(③は精 神保健判定医)	国家承認を受けた精神 科医	精神科医	一般の医師(②を除く)	精神科専門医	精神科専門医	精神科専門医	精神科専門医
判断の中心となる医師 となるための資格要件	3年以上の精神科歴 3日間の研修 8つのケースレポート	6年以上の精神科歴 2日間の研修 筆記試験 口頭試験	卒後4年間の専門教育 国家試験	なし	5年以上の精神科歴 ロ頭試験 筆記試験	5年間の規定のトレーニング(精神科4年、神経科 1年) 30分間の口頭試験	4年以上の精神科歴 筆記試験 ロ頭試験	1年間のインターンシップ 4年間の精神科専門研修 コース終了後に筆記試影 および口頭試験
判断の中心となる医師 の資格更新	5年毎 研修会への参加	5年毎 必要書類(更新に必要な 臨床経験、トレーニング 経験を示す履歴書等)の 提出 研修会への参加 <sup>5)</sup>	なし	なし	研修会への参加	期限なし	10年毎 研修会への参加 筆記試験	研修会への参加
判断者に係わる医師 数 (100万人あたり)	115人 総数は14,707人(2016 年) <sup>6)</sup>	192人 精神科専門医数は 12,041人 <sup>7)</sup> (2013年データ) このうちの国家承認を受けた精神科医数は不明 国際比較に関する研究(主	2	3943人 医師総数は234,928人 <sup>7)</sup> (2013年データ)(海外勤務中、 診療に携わっていない医師を 除ぐ) 参考:精神科医数10956人 (20014年)	174人 精神科専門医数は5,924 人 <sup>7)</sup> (2014年データ)	221人 精神科専門医数は 17,813人 <sup>7)</sup> (2014年デー タ)	147人 精神科専門医数は 45,698人 <sup>7)</sup> (2013年データ)	74人 精神科専門医数は3,650 人 <sup>7)</sup> (2014年データ)

<sup>1)</sup> 厚生労働科学研究 精神障害者への対応への国際比較に関する研究(主任研究者:中根允文) 2) 精神保健医療制度に関する法制度の国際比較調査研究(主任研究者:山本輝之)

compulsory Admission and involuntary treatment of mental ill patients
 Psychiatric Emergency Services in the United States

<sup>5)</sup> Royal College of Psychiatrists 6)厚生労働省精神・障害保健課調べ

<sup>7)</sup>OECD, OECD Health Statistics 2015. July 2015. 8)町野朔 ほか編「触法精神障害者の処遇 増補版」(信山社, 2006)

資料2

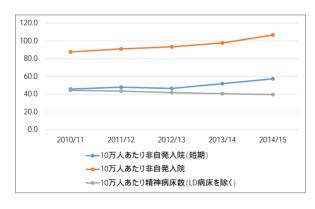
## 年間非同意入院患者数の比較

	<b>日本</b> (2015 <b>年</b> )	イングランド(2015年)	フランス(2011 <b>年</b> )	ドイツ(2013年)
年間非同意 入院患者数	措置入院 7,106 医療保護入院 177,640 緊急措置入院 (措置入院 に移行した者を除く、医療 保護入院等に移行した者 を含む)467 応急入院 (医療保護入院 等に移行した者を含む) 2,810 医療観察法入院処遇 255 合計 188,278 (出典:衛生行政報告例、保護統 計統計表 観察所別 生活環境調 事件の開始及び終結(医療観察 法第33条第1項の申立て)	評価のための入院、治療のための入院等 61,926 司法精神科領域の入院 1,696 72時間以内の入院(他の入院 形態に移行した者を除く) 24,656 合計 88,278 (出典: Community and Mental Health Team, NHS Digital: In-patients formally detained in hospitals under the Mental Health Act 1983, and patients subject to supervised community treatment: 2015/16, Annual figures)	76,670 (出典:厚生労働科学研究 精神保健医療制度に 関する法制度の国際比較 調査研究,研究代表者 山本輝之)	世話法による人院 57,176 刑法上の処分に よる人院 82,435 (出典: Henking und Vollmann: Unterbringungen und Zwangsbehandlungen in Zahlen. In Zwangsbehandlung psychisch Kranker Mensch. Springer 2015)
10万人当たり 非同意入院 患者数	148.1	161.1	121.8	169.9
人口	127,095,000 1)	54,786,300 2)	62,960,000 3)	82,180,000 4)

- 1)国立社会保障·人口問題研究所 http://www.ipss.go.jp/
- 2) Office for National Statistics <a href="https://www.ons.gov.uk/">https://www.ons.gov.uk/</a>
- 3)総務省統計局
- 4) 外務省

資料3

# イングランドの非自発的精神医療の現状(入院)



行動制限をする、等)手続き。期間は約6割が3か月以内で、更新可能。

非自発入院(短期)

72時間以内の入院。警察署等への拘束を除く 非自発入院

評価のための入院、治療のための入院、触法患者の入院、CTOのリコール

財政上の理由や病院の老朽化等、安全上の理由などにより精神科病床は減少傾向が続いている



早期退院させざるを得ないため、抗精神病薬の大量投与で鎮静させた上で退院させる例が増加、地域精神医療の予算も削減されていることから、結果的に再入院が増え、非自発入院数が増加しているのではないか(Dr. Frank Holloway 談話より)

## イングランドのDeprivation of Liberty Safeguard (自由剥奪セーフガード)申請状況

イングランド全体で52,125人について認定された(2014/2015)。 多くは高齢者。認知症および知的障害が多い。 (Mental Capacity Act (2005) Deprivation of Liberty Safeguards (England) Annual Report, 2014-15)

Deprivation of Liberty Safeguard: Mental Capacity Actにより規定される(2007年~)

Mental Health Actによる強制入院の要件は満たしていない同意能力のない精神障害者に対し最善の利益であると思料されるケアまたは治療を提供するために、ケアホーム、病院においてその人の自由を適法に剥奪する(建物や部屋を施錠する、頻回に薬物による鎮静を行う、

## 資料4

## 地域精神医療の質に関連するデータの国際比較

	日本	英国	フランス	ドイツ	イタリア	米国
精神病床数 1) 注)日本の多くの精神病床は、長期入院慢性患者が利用しており、他の OECD加盟国では精神科病床のカテゴリーで報告されていない可能性がある 2)	2.66(2014年)	0.46(2014年)	0.87(2014年)	1.27(2014年)	0.10(2013年)	0.22(2013年)
平均在院日数(2014年)(米国のみ2010年)	274.7日 3) 参考:急性期病床限定では55.6日 4)	38.9日 5)	5.7日 5)	24.4日 5)	13.9日 5)	6.4日 5)
統合失調症の1ヶ月以内再入院率(2009年)	参考:精神科入院患者の1ヶ月以内	8.1% 6)	不明	不明	14.0% 6)	不明
双極性障害の1ヶ月以内再入院率(2009年)	- 再入院率 11.1%	10.3% 6)	不明	不明	9.5% 6)	不明
精神障害者の入院中の自殺率(2013年)	推定自殺発生率0.15% 7)	0.01% 8)	不明	不明	不明	不明
精神障害者の退院後1年の自殺率(2012年)	不明	0.14% 8)	不明	不明	不明	不明

101114111111111111111111111111111111111	100 T (== == T )   F93   0.11	143
地域精神保健チームの流	舌動(一般の精神医療) CPA:深刻か	つ複雑なニーズのある精神障害者に提供される包括的ケア。 年齢制限、支援期間の制限な
	日本 (人口127,095千人)	イングランド(人口54,786千人)
非同意人院者への退院後 支援	規定なし	Mental Health Act 1983 117条の規定により、NHSより医療サービスを委託された臨床委託グループおよび地方自治体がafter-care (退院後支援)を提供する。
退院後支援の対象者	規定なし	治療のための入院(Section 3)からの退院者(任意入院を経たあとの退院を含む)、外泊中の患者、地域治療命令の対象者。
退院後支援の内容	精神保健福祉法による退院者には、必要に応じて訪問看護、 イケア、障害福祉サービス等が増入される。 精神科量症患者早期集中支援管理料による多職種アウリー チが提供されるケースもある「届出医療機関21施設、算定終了 者数7人(2014 ~ 2016年)10)」、精神科重症患者早期集中支持 管理科の算定可能期間は退院後5月まで、	グループと地方自治体がケアコーディネータや多職種チーム、退院後支援に携 わる予定のスタッフ等と協働でニーズアセスメントを行い、支援計画を作成する。 退院後はケアコーディネータが中心となって多職種・多機関連携による、アウト
退院後支援が開始された (CPAが開始された)人数	該当データなし	63287人 (2015年,保安病棟からの退院者を含む) 9)
CPA開始者のうち7日以内に チームが関与した人数	該当データなし	61375人 (2015年,保安病棟からの退院者を含む) 9) (退院後新規CPA開始者の97.0%。国の目標は95%以上)

- 1 ) OECD Statistics Psychiatric care beds pre 1,000 population 2 ) OECD医療の質レビュー日本 スタンダードの引き上げ 評価と提言
- 3)平成27年 病院報告 4)佐々木一:精神科入院医療の平均在院日数についての国際比較、第112回 日本精神神経学会学術総会、

- 6) OECD Health data 2011 Unplanned hospital re-admissions for mental disorders 7) 平成22-23年度厚生労働科学研究 「自殺の心理学的剖検の実施に関する研究」(分担研究者: 竹島正)
- 8 ) OECD statistics Health care quality indicators Mental health care 9) 平成と2年度度生労働科学研究 精神障害者の対象生活支援の在り方とシステム構築に関する研究。(分担研究者 10) NHS England Statistics Mental Health Community Towns 10) NHS England Statistics Mental Health Community Towns 10)

#### 資料5 非自発入院退院後のフォローアップ 触法精神障害者の入院処遇 治療のための入院 restricted unrestricted AMHPまたはNRから RCの判断 RCの判断 の申請 2名の医師の判断が RCの判断 司法大臣の許可 AMHPの同意 -- 独 長期外泊 Community Guardianship Community 条件付き退院 完全退院 Treatment leave(外泊) Order(CTO) Clinical supervisor Esocial supervisor & 3 community 公共の安全や被害 患者の写真を含む 最新の記録をケア 再入院になる可能性 が低い人 医療ニーズより福祉 superviseが行われる どちらも通常3か月に1度の定期レポートが義務付けられる 退院前に関係者間でプラン を共有する 初回は6か月、1年以上経過 ラーや他の関係者と 後は1年ごとの更新可、期限 ニーズによることが多 気になる言動があった場合は法務省に連絡 なし RCの判断またはMental 司法大臣は、NHSの管理とは独立して再入 Health Tribunalにより終了 院を決定することができる

- 所在不明となった場合の方針についてはあらかじめ定めておき、地域の警察や家族等と方針を共有する
   特に脆弱な患者や危険な患者、restricted patient、病歴から判断して必要と考えられる場合は警察にすぐに知らせる
   利益が上回る場合は、患者の守秘義務は、通常患者を探し出すために必要な基本情報を関係者と共有するうえでの妨げにならない

アフターケアサービス(Mental Health Act 1983 117条):サービス開始は退院(外泊)後であるが、入院後の出来るだけ早い段階でケアブランを策定し、ケアプログラムアプローチによるフォローアップを行う。

注) RC: Responsible Clinician,非自発的治療を受けている患者の治療の全責任を負う臨床家。 AMHP: Approved mental health professional, 精神障害者に適切な処遇ができる能力を有するとlocal social services authorityが 認定した精神保健専門職

(出典: Mental Health Act 1983 Code of Practice)

## 資料6

## Mental Health Tribunal への申請状況

## 非自発入院全体

		2012/2013	2013/2014	2014/2015
	申請	26109	27380	28892
申請状況	申請取り下げ	4392	4971	5560
中前外沉	ヒアリング前の退院	5188	7990	7862
	ヒアリング実施	17140	18751	17635
	退院	717	873	964
	後日退院	299	341	364
	条件付き退院	292	324	323
Tribunalの決定	後日条件付き退院	149	138	122
	Tribunal による退院合計	1457	1676	1773
	入院継続	10911	12383	12422
	ヒアリング実施者の退院率	8.5%	8.9%	10.1%

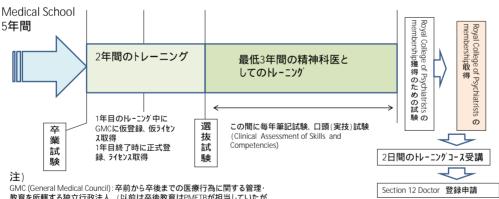
## 地域治療命令

	2012/2013	2013/2014	2014/2015
申請	4211	4431	4349
申請取り下げ	834	873	834
ヒアリング実施(患者面接あり)	2801	3550	3629
患者面接なしのヒアリング			486
Tribunalによる処遇終了	132	185	165
処遇継続	3040	3430	3238
処遇終了率	4.7%	5.2%	4.0%

出典: Monitoring the Mental Health Act report 2014/2015

## 資料7

# Section 12 Doctor 認定までの流れ(精神科医の場合)



教育を所轄する独立行政法人(以前は卒後教育はPMETBが担当していたが、 2010年よりGMCに役割を統合。)

2010年よりGMCに役割を統合。) 「ライセンス」は、処方・診断書作成などの医療に関係する行為をするために必要であり、GMC登録→ライセンス取得となる。 精神科医としてのトレーニングを管理するのもGMCであるが、実際にはRoyal College of Psychiatrists (職能団体、王立精神科医学会。)が主体となって実 施している。

施している。 コンサルタントになるためには、最低3年の精神科のトレーニングを終えた後に さらなる専門トレーニングを積む必要がある。 Section 12に申請するためのトレーニングコースはSecretary of Stateの代理機関であ るApproval Panel で正式に認められたものでなくてはならない。

5年ごとの更新時は1日間のリフレッシャーズコースを受講、同時にLicense to Practiceを維持している必要がある ピアグループに属し、年4回のミーティング 50時間のClinical Professional Development うち30時間分をシートに書いてピアグ ループにサインをもらう Annual appraisal を受ける(目標と達成 既の数別、これらも気を洗されませた。1年日とこのので述り 度の説明) これらを毎年達成できたら、5年目にresponsible officerが資格更新の判断をする

(Dr. Frank Halloway の談話より)



9 00	受付			
9 30	2 日日の概要説明		Dr Frank Holloway	
			Mr Bob Lepper	
9 45	地域治療命令 (Co Order)	地域治療命令 (Community Treatment Order)		
10 10	精神医療審査会( Tribunals)	精神医療審査会 (Mental Health Tribunals)		
11.00	S12 認定医の役割		Dr Frank Holloway	
11 20	休憩		Dr Frank Holloway	
11 40	Mental Capacity	Mental Capacity Act 対象のケース検討		
1 00	Lunch			
1 45	ケース検討 非自	発的入院中の患者	Dr Frank Holloway	
2 45	ケース検討 CTO:	ケース検討 CTO からのリコールケース		
3 10	達成度自己評価テ	達成度自己評価テスト		
3 40	テストの解説	テストの解説		
4 00	MHA ベストプラク・ やすいポイント	ティスのために―誤解され	Dr Frank Holloway	
4 35	認定書交付			
	l.			
	Da	y Two Facilitators		
	Dr Frank Holloway	Consultant Psychiatris Member and SOAD	st, MHT Medical	
	Mr Bob Lepper	SLaM MHA Policy Lea	ad/Adviser	
	Ms Sarah Woods	Mental Health Solicito	r	

#### 資料9 South London and Maudsley NHS S12 認定医 更新研修 9.00 各級 9 30 研修の目的 Dr Frank Holloway S12認定医の役割 10.00 書類記載のトレーニング Mr Bob Lepper 精神医療審査会 (Tribunals) 10 30 Dr Frank Holloway 11 10 休憩 11 30 最近の法改正について 1 00 1 45 精神保健法における評価 Dr Frank Holloway 2 10 3 00 達成度自己評価テスト 3 30 テストの解説 3 45 認定精神保健専門職 Ms Sarah Cannell professional, AMHP) の役割 認定書授与 4 30 Ms Sarah Cannell Dr Frank Holloway Emeritus Consultant Psychiatrist, MHT Member and SOAD Ms Helen Kingston Mental Health Lawyer Mr Bob Lepper MHA Adviser / Policy Lead

## A.研究の背景と目的

精神保健医療福祉に関する国際比較は、これまで様々な観点から実施されており、わが 国の関連制度の改革を実施していくうえでの 貴重な知見が提供されてきた。しかし当然の ことながら、各国の法律および制度、精神保 健医療福祉をとりまく状況は刻々と変化しており、最新の情報を得る必要がある。本研究は、諸外国における精神障害者の処遇とわが国の現状を比較することにより、精神保健医療福祉システムに関するわが国の課題を国際的な視野から明らかにし、その成果を踏まえ

てわが国の精神保健医療福祉システム改善の ための具体的な提言を行うことを目的として いる。

## B. 研究方法

## 1. 文献・既存資料のレビュー

精神保健医療福祉制度の国際比較に関する 先行研究、インターネット上に公開されてい る公式データ等に基づき、非自発的入院制度、 非自発的入院に関与する資格、精神医療の質 に関するデータ等の比較を行った。

## 2. 英国視察

イングランドにおける精神医療専門職に関する教育体制、非自発的入院や地域処遇を受けている患者の処遇に関するモニタリングおよび人権擁護の仕組み等につき、分担研究者(藤井千代)および研究協力者(五十嵐禎人、椎名明大、菊池安希子)が現地調査を行った。

調査日程は以下の通りである。

平成 28 年 9 月 26 日

南ロンドン&モーズレーNHS トラスト名誉 コンサルタント精神科医、Section 12 Approved Doctors メイントレーナーの Frank Holloway 氏と意見交換。 同 9 月 27 日

キングズカレッジロンドン名誉教授 George Smukler 氏と意見交換。

同9月28日

Care Quality Commission スタッフ Chris Lee 氏による Priory Hospital の Mental Health Act Review に同行、意見交換。 同 9 月 29 日

Care Quality Commission(CQC) 訪問、
National Mental Health Act Policy Advisor
の Mat Kinton 氏、University of Essex 教授
の Wayne Martin 氏、CQC 主任セカンドオピ
ニオンドクターの Simon Wood 氏、Frank
Holloway 氏、George Smukler 氏との意見交
換。

## C. 研究結果

## 1. 非自発的入院制度

表1に示す通り、非自発的入院制度および 非自発的入院の判断の中心となる医師の資格 は国によって大きな相違がある。また、非自 発的入院に関する全国レベルの公式データを 公表していない国もあることから、非自発的 入院の多寡に関する国際比較は極めて困難で ある。日本と諸外国との「精神病床」の定義 が異なることも、長期の非自発的入院者につ いての比較を難しくしている要因のひとつで ある。このため今回は、「新規の非自発的入院 患者数」について、比較的最近のデータが入 手可能であった国との比較を行った(資料2)。 イングランドに関しては、非自発的入院患者 および Mental Capacity Act の規定による行 動制限に関するデータが毎年公開されており、 より詳細な検討を行うことができた(資料3)。

## 2.地域精神医療の質に関する比較

わが国は、諸外国との比較において突出して人口当たりの精神病床数が多いこと、平均在院日数が長いことから、病院中心型の精神医療であるとされる。しかし前述のように、「精神病床」の定義が各国で異なること、治療およびケアのアウトカム指標に関するデータがほとんど存在しないこと等を考慮すると、データによる地域精神医療の質に関する国際比較は現時点では困難であると言わざるを得ない。参考データとして資料4に、OECDで推奨されている精神医療の質に関するデータの比較を示した。

イングランドにおいては、地域精神保健チームの活動性を示す指標として、非自発的入院後の支援状況に関するデータを公開している(資料 4 )。資料 5 に、非自発的入院後のフォローアップ体制について図示した。イングランドにおいては、同意能力のない人に対して地域で治療を継続するための制度として地域治療命令(Community Treatment Order, CTO)が導入されていることがわが国との大

きな違いのひとつである。

(以下、Professor Smukler との面談によ る情報)イングランドでは、2007年のMental Health Act 改正により CTO が導入された。 政府は事前の推定で、頻回入院歴のある慢性 患者が CTO の対象になることを想定してお り、年間の対象者は400件程度と推定してい た。しかし結果的にはイングランドとウェー ルズだけで年間 4000-5000 の新規 CTO 対象 者がいる。CTO の効果については、これまで に3つのRCTが実施されている。OCTET研 究(Burns T, et al, 2013)では、CTO 付きの退 院者と、Section17 leave (仮退院)の再入院 率等について追跡し、両者のアウトカムに差 はなかった。米国の同様の研究でも同様にア ウトカムの差は認められなかった。CTO の是 非については、サービス構造や文化によって 変わると考えられる。CTO については、同意 能力のない人が地域で治療を受けることがで きるという利点があるが、同意能力が回復す れば CTO を解除すべきである。実際には CTO を解除するタイミングは難しく、CTO により治療が継続できておりよい結果を得ら れている場合、CTO を解除することを躊躇す ることも多く、結果的に CTO の対象者は増え 続けている。

3.イングランドにおける精神科医療機関の モニタリングおよび人権擁護の仕組み

Care Quality Commission (CQC)

医療・ケアの質を監視・監督する、NHSやすべての医療機関から独立した組織。精神保健部門の前身は、Mental Health Act Commission。医療機関、ケアホームなどの査察、監督、指導、患者等からの苦情申し立ての精査などを行う。チームによる定期的な全面査察は、評価のよい医療機関は2年に1度程度、評価のよくない医療機関は1年に1度程度行う。それ以外に、レビューアー1人(時にピアスタッフも一緒に)によるモニタリングも実施している。全面査察は査察だけで数

日以上かかり、その後報告書について医療機関側と協議するためかなり大がかりなプロセスとなる。モニタリングは、通常予告なしに訪問し、強制入院中の患者との面談を重視している。ケア計画、必要な書類が整備されているかについても審査する。改善が必要な課題について指摘し、その後指摘事項が改善されているかどうかもモニタリングする。改善されない場合は病棟閉鎖となることもある。全面査察の報告書は、評価(outstanding, good, requires improvement, inadequate の 4 段階)も含め、すべてネット上で公開される。

Second Opinion Appointed Doctor(SOAD) CQC に所属。非自発処遇中の患者に関する 処方や ECT 等の治療プランについてアセス メントを行う独立した立場の精神科医。3ヵ 月以上の入院、ECT を実施する場合は SOADs の判断が必要とされる。担当医から提 出された治療計画、処方、患者面接、看護師 その他の担当スタッフのインタビューを行っ た上で治療の適切性(その治療は合理的か、 適切な提供のされ方をしているか、同意能力 があるか。同意能力があるのに治療を拒否し ている場合は、自傷他害のリスク、自身の健 康へのリスクはあるか)を判断する。担当医 は SOAD を選べない。全イングランドで約 120 名、年間約 15000 回の訪問 (処方に関す る訪問約 12000、ECT に関する訪問約 1600、 地域ケアに関する訪問約1400)が行われてい る。全体で24%は何らかの治療プラン変更と なる。プラン変更となった場合、担当医は別 の SOAD を求めることができ、約2%のケー スで SOAD 交代となる。

Mental Health Tribunal

司法省管轄の'court'。判事、医療委員(精神科医)、Specialist Lay Member (多くがソーシャル・ワーカー)の3名で構成される。 (最近は経費削減により、構成人員を減らすことも検討中。)固定の合議体があるわけではなく、退院請求等の申請が上がった場合にその都度動けるメンバーが集まって審査する。

患者が入院中の病院を訪問し、あらかじめ提出された診療録、看護記録、社会的背景に関する記録および関係者からのヒアリングにより審査する。患者の代理人弁護士は、第三者の精神科医からのレポートを提出することができる。資料 6 に Mental Health Tribunal への申請状況を示す。

現在イングランドには 450 人の Tribunal の医療委員がいる。判事や Specialist Lay Member を含め、Tribunal の委員全体で 1000 人程度になる。委員は、年間 20 日を Tribunal の業務のために提供することになっている。 定年は 72 才。 Tribunal が開催される都度人材プールから 3 人の委員が選ばれるため、毎回委員の組み合わせは変わる。

Tribunal の結論は、多くの場合審査当日に 出され、患者に伝えられることになるが、情 報不足等の理由により結論が先延ばしになる 場合もある。

Independent mental health advocate (IMHA)

法定権利擁護機関(2009年~)。治療の意義や法的根拠の理解の援助、Mental health tribunal への申し立ての援助、患者がケアや治療計画に参画する際の付添い等、権利擁護に関する援助全般を提供する。病院スタッフには、IMHAのサービスを受ける権利があることについて情報提供を行い、IMHAへのアクセスを保証する義務がある。

# 4.イングランドにおける精神医療専門職の教育と選抜

Section 12 Approved Doctor

Mental Health Act 1983, Section 12(2) の規定により、精神障害の診断と治療に関し専門的な経験を有すると保健大臣が認めた医師。任期は5年であり、更新可能。日本の精神保健指定医に相当する。ほとんどが精神科医であるが、精神科医以外でも資格を取得することは可能。精神科医が資格取得する場合の流

れを資料7に示す。新規申請時には2日、更 新時には1日間の講習会(Section12 approved clinician panel が認定したコース) に参加する必要がある(資料 8.9)。講習会の 参加者は30人程度であり、Senior Doctor, Approved Mental Health Professional、法律 家、当事者、家族等が講師を務める。講習会 の内容は、講義、事例研究(グループワーク) 入院判断の要件、フォームの記入練習(記入 済みの用紙を見せて間違い探しをしてもらう 等 〉 法的側面の解説等から構成される。 グル ープワークに用いる事例は、一般的な Mental Health Act 適用事例、Mental Health Act と Mental Capacity Act のグレーゾーン事例な ど、臨床場面で遭遇する可能性のある様々な 場面を扱う。講習会終了後に選択式のテスト を行うことにより、講習の理解度を自己評価 する。

## Approved Clinician(AC)

非自発的な処遇(非自発的入院、地域治療命令等)を受けている精神障害者の治療の責任を負うに足るだけの能力を有していると保健大臣が認定した保健専門職。医師以外もACに申請可能だが、ほとんどが医師。医師の場合は、トレーニングコースは Section 12 Approved Doctor のトレーニングコースと類似の2日間。医師以外がACになるには事例報告を含む膨大な書類を提出する必要がある。法律、アセスメント、治療計画、リーダーシップ、コミュニケーションスキルなどがあることを証明しなくてはならない。

Approved Mental Health Professional ( AMHP )

精神障害者に適切な処遇ができる能力を有すると local social services authority が認定した精神保健専門職。ほとんどがソーシャル・ワーカー。医師は一定の経験を積んだソーシャル・ワーカーが、実習を含む 6 か月のトレーニングコースを受講する。通常のソーシャルワークのトレーニングでは学ばないような内容(法的役割や精神疾患の知識、多職

種協働など)のトレーニングを受ける。5年 ごとに資格更新のための1週間のトレーニン グを受ける必要がある。

AMHP の資格を取得した専門職は、週の一部をこの仕事に当てている場合が多い。患者の非自発的入院については、AMHP の記入した書類による申請が必要であることから、ACよりも AMHP が訴訟の対象となることが多い。

Mental Health Tribunal の医療委員の選抜 Judicial Appointments Commission が選 抜を行う。Senior Tribunal Doctor による架 空事例を使った面接が行われる。選抜された 後に2日間の研修を行う。この研修は、判事 (tribunal 常勤判事と非常勤がいる)や laymen(Specialist lay members と呼ばれる。 AMHP が多く、Mental Health Act の知識な どを問うオンラインテストに合格する必要が ある)と一緒に受けることになる。研修内容 は、講義および、実際の Tribunal 陪席を2回。 定められた文書を提出し、活動開始当初はメ ンターがついて実地で業務を学ぶことになる。 毎年、年2日は自分のニーズに合った内容の トレーニングを選んで受講し、2,3年に1 回は最初の研修とほぼ同じ core course を受 講することが求められる。

Second Opinion Appointed Doctor(SOAD) の選抜

Care Quality Commission が選抜する。インタビューで SOAD への適格性をみる。採用が決まったら、1日間のイントロダクション (法的側面や、書類の書き方など)を受け、適切に業務を遂行できると認められるまで監督下に置かれる。その後も定期的に評価を受け(引退した医師は毎年、現役の医師は3年に1度)年に一度のトレーニングイベントに参加する。

## D . 考察

精神保健医療福祉制度の国際比較においては、「非自発的入院」「精神病床」等の用語の

定義が国ごとに異なる点に十分に留意する必 要がある。たとえばイングランドにおいては、 病院または施設入所中の精神障害者(認知症、 知的障害を含む)について、Mental Health Act による非自発的入院の適応となるほどの 病状ではないが行動制限が必要な状態である と判断された場合、Mental Capacity Act の 「自由剥奪セーフガード」の手続きにより行 動制限が可能となる。わが国において医療保 護入院の枠組みで処遇されている患者の一部 はイングランドにおいては「自由剥奪セーフ ガード」の対象となる可能性もあるものと考 えられる。一方で、わが国においても精神保 健福祉法の適用範囲外である身体科病棟にお いて行われている拘束等の行動制限の数は把 握されていなことにも留意すべきであり、非 自発的入院の運用状況についての国際比較の あり方自体を今後十分に検討する必要がある。 精神医療の質の指標に関しては、現在 OECD が収集している統合失調症および双極性障害 の予定外再入院率、統合失調症および双極性 障害の超過死亡率、入院中の自殺率、退院後 の自殺率に相当するわが国のデータはなく、 今後これらの指標に相当するデータを収集で きる準備を進める必要があるものと思われる。 イングランドにおいては、非自発的処遇に 関係する精神医療専門職の資格取得および更 新のための要件は、わが国と比較して非常に 厳しいといえる。平成27年および28年には、 わが国において精神保健指定医の不正資格取 得が発覚し、多くの精神保健指定医が資格取 り消しの処分を受けることとなった。これを 契機として、現在精神保健指定医の資格取得 および更新のための研修等についての再検討 が行われている。精神保健指定医と類似の資 格であるイングランドの Section 12 Approved Doctor の研修システムにおけるグ

Approved Doctor の研修システムにおけるグループワークや自己評価テスト等、わが国の研修システムにおいても参考にすべき点も多いものと考えられる。

イングランドの非自発的入院制度において

は、CQCにより年複数回実施されるモニタリングと情報公開による透明性の確保、人権擁護の仕組みの強化等、適正運用への取り組みが徹底している。わが国においては、IMHAに相当する組織はなく、Mental Health Tribunalに相当する精神医療審査会の機能も不十分であることがしばしば指摘されている。障害者権利条約批准国として、今後人権擁護の仕組みの強化は不可欠であろう。

## E.健康危険情報

なし

## F.研究発表

1.論文発表 なし

- 2.学会発表 なし
- G. 知的財産権の出願・登録状況
- 1.特許取得 なし
- 2.実用新案登録 なし
- 3.その他 なし

## 文献

 Burns T, Rugkåsa J, Molodynski A, et al: Community treatment orders for patients with psychosis (OCTET): a randomised controlled trial. Lancet 11; 381(9878): 1627-1633, 2013